

令和7年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託

2 業務の目的

商品開発に取り組む市内事業者の新規掘り起こしや事業者が抱える商品開発・改良、販路拡大に関する悩みや課題に対して、販路を見据えた商品開発のノウハウや輸出の基礎知識を習得できるセミナーを実施することで、市内事業者の育成を図る。

3 業務の履行期間

委託契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

4 業務の内容

本事業の業務内容は次のとおりとし、提案の内容を基に決定する。

セミナーの開催時期は8月～9月を想定する。

(1) 商品開発セミナー【提案1】

本市事業者の中には、新商品開発を行うが、販売先がなく、地元物産館等での販売に限られる商品が多数存在する。そこで、販路を見据えた商品開発に関する基礎知識や地域ブランドによる付加価値の創出を学ぶ内容で実施する。

- ・商品開発の基礎知識やプロセスを学ぶ商品開発セミナーを開催すること。
- ・セミナー講師について専門的な知識や知見を有する講師を選び、提案すること。
- ・セミナー講師については、過去の経歴や実績を提出すること。（様式第2号）
- ・セミナーは2回の開催を要件とする。
- ・セミナーの内容については、以下の項目を必ず入れること。

①商品開発の基礎知識や地元物産館等での販売だけでなく、首都圏等の国内市場ひいては海外販路に通じるゴールを設定した商品開発・改良のプロセスのノウハウ取得。

【想定する項目】

- ・基本的な一次加工の方法
- ・食品表示の基礎知識や賞味期限の設定、成分分析等の必要性
- ・衛生管理認証制度や衛生認証に必要となる工場設備の要件
- ・マーケティングに関する基本知識（商品コンセプトやメインターゲットの

設定、消費者ニーズ、パッケージデザイン、販売価格設定、販売戦略)

②宮崎マンゴーや長崎カステラのような地域資源や地域食文化を活用した地域ブランドの創生について

【想定する項目】

- ・原材料調達の優位性や付加価値の設定
- ・地域資源や食文化から派生した地域ブランドの成功事例や認知度拡大のプロセス（どのように地域をまとめ、どのような産物がブランドとなり、どのように世間へ認知されていくか）
- ・市外または県外からも足を運びたくなるような魅力ある商品とは

(2) 販路拡大セミナー【提案2】

本市事業者の中には、輸出に興味があるものの実際に海外展開するにはハードルが高く、踏み出せていない状況が見られる。そこで、これから輸出に取り組むための基礎知識を学ぶ内容で実施する。

- ・輸出に関する基本的な知識や海外市場動向に関する販路拡大に関するセミナー等を開催すること。
- ・セミナー講師について専門的な知識や知見を有する講師を選び、提案すること。
- ・セミナー講師については、過去の経歴や実績を提出すること。(様式第2号)
- ・セミナーは1回の開催を要件とする。
- ・セミナーの講義内容については、以下の項目を必ず入れること。

①輸出に関する基礎的な知識の習得

【想定する項目】

- ・相手国別の輸出手順の違い
- ・通関、物流の流れ、必要書類、手続きにかかる費用等

②海外市場動向

【想定する項目】

- ・輸出を取り巻く海外情勢
- ・台湾、香港、シンガポール等の市場について

(3) 交流会の実施【提案3】

- ・セミナー初回開催において、事業者間の情報交換や講師との個別相談のための交流会を実施すること。

(4) チラシの作成

- ・参加事業者向けの広報用チラシをデータで作成し、市に提供すること。

(5) アンケート調査の実施

- ・セミナー毎に参加者へアンケート調査を実施し、分析結果を市に報告すること。
- ・アンケートの内容については、素案を作成し、市と協議の上決定すること。

5 業務の実績報告

(1) 提出書類

業務終了後、以下について電子データ及び紙媒体で2部提出すること。

ア) 業務実績報告書

※ 報告書は市による編集を認めるものとし、編集可能なデータ形式にて提出すること。

イ) アンケート調査結果の集計及び分析結果

(2) 報告期限

令和7年10月31日(金)

6 その他

履行期間中の詳細な実施計画及びスケジュールを提出すること。【提案4】

- (1) 本仕様に加え、業務の目的達成に向けて効果が高いと見込まれ、かつ契約上限金額以内で実施できるものがあれば、追加提案すること。【提案5】
- (2) 特段明記されていない本業務に要する経費は受託者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 業務の実施にあたっては、市と定期的なミーティングを実施するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (4) 業務のために収集した資料及び情報等は、市の許可なく漏洩しないこと。
- (5) 成果物の著作権は八代市に帰属するものとする。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。

7 契約方法

総額契約とする。契約締結における消費税率は10%とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

8 支払い方法

業務終了後一括払いとする。